金銭消費貸借契約書

貸主(甲) 石田 優希

借主(乙) 倉田 陸

甲と乙は、次のとおり金銭消費貸借契約を締結した。

第1条 甲は乙に対し、本日、金1,500,000円を貸付け、乙はこれを受領した。

第2条 乙は甲に対し、前条の借入金1,500,000円を令和4年5月から令和4年8月まで に一括または毎月1日限り金500,000円に分割して、甲方に持参又は送金して返済を行う。

第3条 期限後又は期限の利益を失ったときは、以後完済に至るまで、乙は甲に対し、残元金とともに遅延損害金とその請求や回収に係る費用を支払う。

第4条 乙について、次の事由の一つでも生じた場合には、甲からの通知催告がなくて も乙は当然に期限の利益を失い、直ちに一括にて残元金を支払う。

- 1 第2条の一括返済金または分割返済金を1回でも期限に支払わないとき。
- 2 他の債務につき仮差押、仮処分又は強制執行を受けたとき。
- 3 他の債務につき競売、破産、和議開始、会社整理又は会社更生手続開始の申立を受けたとき。
- 4 乙の振出、裏書、保証にかかる手形・小切手が不渡となったとき。
- 5 乙が甲に通知なくして住所及び連絡先を変更したとき。
- 6 乙に連絡が取れなくなる等、甲方に対し不信用な事象が生じたとき。

上記の金銭消費貸借契約を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者署名押印のう え、各1通を保持する。

2022年 5月 1日

貸主 (甲) 住所: 〒550-0013

大阪府大阪市西区新町1丁目14-21-4818

氏名:石田 優希

借主(乙)住所:〒377-1711

群馬県吾妻郡草津町草津 176

氏名:倉田 陸